

エイワ税理士法人 主催

働き方改革関連法で
企業実務はどうかわるのか？

31. 4. 17
(水)
開催

働き方改革 セミナー

厚生労働省は、『一億総活躍社会の実現に向けて』と題し、「労働時間法制の見直し」「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」を推進するとしています。

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

■ 講師
社会保険労務士 宮澤 啓子
(宮澤啓子社会保険労務士事務所)

■ 講演内容

1. 労基法改正前に取り組むべき早急な課題

年休強制付与への実務対策
新三六協定の実務対策
同一労働同一賃金の実務対策
働き方改革を進めながらの助成金活用

2. 働き方改革に伴う労基法改正後、労基署対策はどのようにすれば・・・



■ 参加申込方法

申込締切 4月16日(火曜日)

添付の申込書より、FAXにてお申込みください。
定員になり次第受付を終了させていただきます。
(お電話又は監査担当者へ直接でも可)

TEL:0267-23-1881 (担当 山本)

参加費
無料

ご参加お待ちしております！

～エイワ税理士法人主催～

セミナーのお知らせ

【日時】 4月17日(水) 13:30～(2時間程度)

【会場】 エイワ税理士法人 3F研修室

働き方改革 セミナー

【講師】 社会保険労務士 宮澤 啓子 (宮澤啓子社会保険労務士事務所)

1. 労基法改正前に取り組むべき早急な課題
2. 働き方改革に伴う労基法改正後、労基署対策はどのようにすれば・・・

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます！

セミナー申込書

エイワ税理士法人 行

切り離し不要です

FAX : 0267-23-4466

※ 4月16日(火)までにお願ひします

貴社名	お名前
通信欄 (今回のテーマで、特に聞きたい内容・ご質問等がございましたらお願い致します。)	